

令和 9・10 年度

諫早市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 提出要項

令和 9・10 年度において、諫早市が発注する入札に参加する資格を得ようとする者は、次により一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類を提出してください。

1 申請手数料

今回の申請から、申請区分により、以下のとおりシステム利用料が必要となります。

決済申込完了から 7 日以内、または申請期間終了日の早い方までに入金を完了してください。入金確認完了後に申請受付となりますのでご注意ください。

申請区分	申請サイト区分	対象	料金
市内業者	諫早市内・準市内業者（契約する営業所が諫早市内）	市内に本店・本社を有する業者	無料
準市内業者 （建設工事は第1種・第2種）	諫早市内・準市内業者（契約する営業所が諫早市内）	市内に支店・営業所等を有する業者	
	準市内業者（契約する営業所が諫早市外）		
県内業者	長崎県内・県外業者	県内（諫早市外）に本店・本社を有する業者	1 申請あたり、1,980 円（税込） 申請する区分ごと（建設工事、建設コンサルタント、物品・役務）に必要となります。 例）建設工事と物品・役務の2つを申請する場合 3,960 円（税込）
県外業者		県外に本店・本社を有する業者	

※システム利用料の納付方法については、申請システムにおいてご確認ください。

※無料対象者が誤って有料区分で申請した場合や申請内容の不備等により申請が却下された場合、お支払いいただいたシステム利用料は返金できません。申請区分と申請内容を十分にご確認のうえ、申請してください。

2 申請者の資格要件

【共通】

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 諫早市税等を滞納していない者
- (3) 諫早市暴力団排除条例第 2 条の規定による暴力団等に該当しない者

【建設工事】

- (4) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (5) 入札に参加しようとする工種に関して、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項の審査を受け、経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けている者

【建設コンサルタント業務等】

- (6) 営業に関し、法律上必要な当該資格・登録を有している者
「測量」、「建築一般」及び「不動産鑑定」の業務に参加希望する場合は、法令による登録が必要となります。（支店等へ委任する場合は、委任先が登録を受けていること。）

3 申請期間

- (1) 令和8年10月19日(月)から令和8年11月30日(月)まで
※期間後は、受け付けできませんのでご注意ください。

4 申請方法

インターネットを利用した電子申請（紙での申請はできません。）

5 問い合わせ

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号 諫早市役所
企画財務部契約課(本館6階)
メールアドレス: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp
TEL: 0957-22-1500 (代表)
TEL: 0957-22-2471 (直通)

6 入札参加資格の有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで
(ただし、建設工事において、最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日から1年7ヶ月経過すると公共工事を請負うことができなくなります。)

7 提出書類

インターネットを利用した電子申請のため、提出書類はすべて電子データ化していただく必要があります。

申請書や申請に必要な添付書類は、本市ホームページから、ダウンロードしてください。必要事項を入力し添付書類が準備できたら、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。

8 建設工事における準市内業者の区分

建設工事において、準市内業者については、諫早市内における営業年数や一定人数以上の雇用等の条件により「第1種準市内業者」又は「第2種準市内業者」として区分します。

【第1種準市内業者】

次に掲げる全ての要件を満たす者

- ① 事務所としての形態を整えていること。
 - ア 事務所は事業用の建物（併用住宅では事務所と入口が独立）であること。
 - イ 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていること。
 - ウ 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。
 - エ 事務所に固定電話を備え、常時連絡がとれる体制（常時不在転送電話等を除く。）となっていること。
- ② 人的配置として、週3日以上又は週30時間以上勤務する直接的な雇用関係にある職員が配置されていること。
- ③ 法人にあっては、申請書等の提出時点において、諫早市に対し法令に規定する事務所の設立を届け出ており、3年を経過した業者であること。
- ④ 前項の業者においては、本市に納付すべき法人市民税が発生し、かつ完納していること。

【第2種準市内業者】

上記の全部又は一部の要件を欠く者

9 その他注意事項

- (1) 住所等の諫早市の「諫」の字にご注意ください。（ 正：「言束」 誤：「言東」 ）
- (2) 年度途中での登録希望工種・業種の追加はできません。
- (3) 申請は、所在区分を問わず受け付けますが、指名業者については、本社(本店)の所在地及び実績等を考慮し、選定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 令和9・10年度の申請に対する変更については、令和9年4月1日以降に申請サイトにて変更申請を受け付けますので変更申請を行ってください。
（ <https://bid-entry.com/> ）
- (5) 今回以降の申請受付を行う際は、事前の案内通知等はいたしません。広報いさはや、本市ホームページでの案内となります。
- (6) 入札参加を希望していない工種については、一般競争（指名競争）入札に参加できませんので、ご注意ください。